

次世代育成支援対策千葉県協議会設置要綱の一部改正について

第3条（構成員）について、下線部の文言を追加し、構成員と団体との関係性を明確にする。施行は、令和4年4月1日施行予定。

新	旧
<p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>（構成員）</p> <p>第3条 協議会は、<u>関係団体から推薦された</u> 20名以内をもって構成する。</p> <p>第4条 ～ 第8条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年1月25日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月19日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>（構成員）</p> <p>第3条 協議会は、20名以内をもって構成する。</p> <p>第4条 ～ 第8条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年1月25日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月19日から施行する。</p>

※ 改正後（案）全文は、資料2-2のとおり